

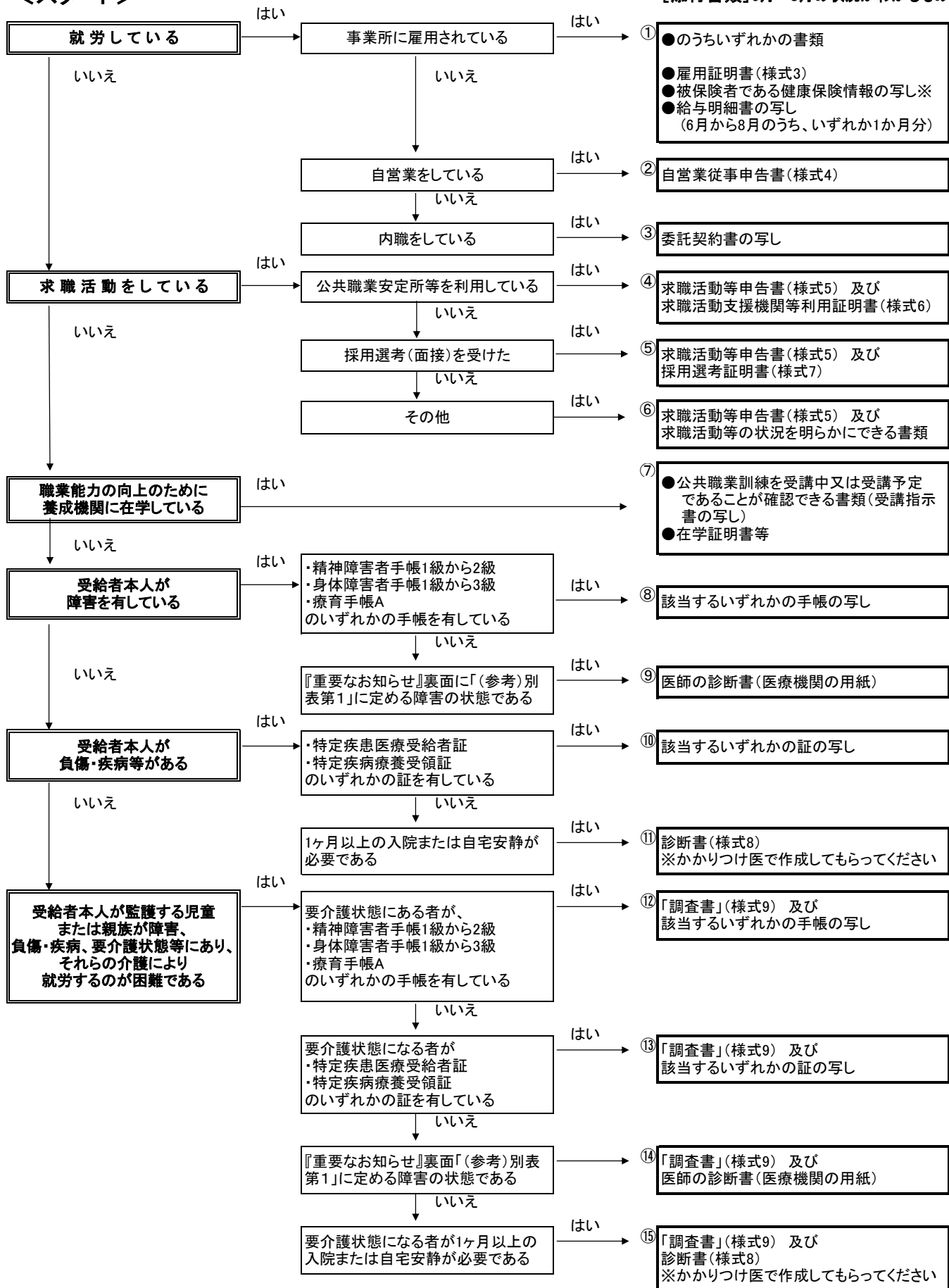
必要な添付書類見分け表

添付書類と「一部支給停止適用除外届出書」(通知に同封)を提出すると以前と同様に手当を受給することができます。

※提出は、8月の現況届出時です。

<スタート>

【添付書類】6月～8月の状況がわかるもの



※ 健康保険情報の写し

政府管掌健康保険、健康保険組合管掌保険、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、日本私立学校振興・共済事業団が保険者となっている加入情報

○ 上図の見分け表に該当する項目がない方は、担当まで御連絡ください。